

鳥取市戦没者慰霊祭事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する戦没者慰霊祭事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市社協が行う別表第1欄及び第2欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第3欄及び第4欄に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1号）に規則第4条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、毎年5月末日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、市社協からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。なお、規則第11条第1項ただし書により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の実績報告は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 前項の実績報告は、補助事業等実績報告書（様式第2号）に規則第12条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、前項に定める期日までに市長へ提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉保健部長

が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）により、交付申請され、及び交付決定されたものについては、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

1 補助対象事業	2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率
戦没者慰霊祭事業	市内各地区遺族会等が実施する戦没者慰霊祭の開催	(1) 慰霊祭の開催に関する経費（事務、会場設営、謝金及び食糧費（供物に限る。）） (2) 市内各地区遺族会の慰霊祭開催に関する経費 (3) その他市長が認める事業に要する費用	10/10

様式第1号（第5条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所 鳥取市富安二丁目 104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助金等交付申請書

年度において、下記のとおり戦没者慰霊祭事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
戦没者慰霊祭事業補助金
- 2 補助金交付申請額

円

- 3 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書

様式第2号（第8条関係）

発鳥市社協第 号
年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者 住所 鳥取市富安二丁目 104-2
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助事業等実績報告書

年 月 日付け鳥取市指令受福生第 号をもって交付決定のありました戦没者慰霊祭事業補助金の実績について、鳥取市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の施行場所
- 2 補助事業等の実施期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 補助事業等の実施方法
- 4 補助金等の交付決定額とその精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円
差引	金	円
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他